

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第30号 令和6年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結について
- 2 議案第31号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）
- 3 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第15号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第16号 山ノ内町観光施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第11号 山ノ内町霊園条例の制定について
- 11 議案第12号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第14号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第19号 山ノ内町教育支援センター設置条例の制定について
- 15 議案第20号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第21号 山ノ内町子ども基本条例の制定について
- 17 議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算
- 18 議案第24号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 19 議案第25号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 20 議案第26号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 21 議案第27号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 22 議案第28号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 23 議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算
- 24 陳情第1号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情書
- 25 陳情第2号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成

制度の創設・拡充についての陳情書

- 26 陳情第 3号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書
- 27 陳情第 4号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情書
- 28 陳情第 5号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書
- 29 発委第 3号 山ノ内町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 31 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 32 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 33 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 34 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 湯本 寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	平澤 岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田 敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡 哲也君	生涯学習課長	田村清志君
未来創造課長	堀米 貴秀君	産業振興課長	宮崎弘之君

危機管理課長	田 中 浩 幸 君	建設水道課長	高 木 和 彦 君
住民税務課長	湯 本 豊 君	消 防 課 長	湯 本 睦 夫 君
健康福祉課長	小 林 佳代子 君	会 計 管 理 者	小 林 知 之 君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 議案第30号 令和6年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結について

議長(湯本晴彦君) 日程第1 議案第30号 令和6年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第30号 令和6年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、山ノ内町消防団に配備する小型動力消防ポンプ付積載車を購入するもので、1,309万円にて長野市の株式会社小林ポンプ防災、代表取締役内川清友と売買契約をするため、議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、消防課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

消防課長。

消防課長(湯本睦夫君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様といたします。

議案第30号について質疑を行います。

9番 高田議員。

9番(高田佳久君) 9番 高田佳久です。

1点お伺いいたします。

入札の関係は5社ということで、長野以北の業者、指名競争入札ということですが、落札率はいかほどになっておりますでしょうか。

議長(湯本晴彦君) 消防課長。

消防課長(湯本睦夫君) お答えいたします。

入札額は1,190万円でございます、落札率は93%で落札しております。よろしくお願いたします。

議長（湯本晴彦君） 9番 高田議員。

9番（高田佳久君） それでは、すみません、もう一点お願いします。

ここで売買契約の締結ということなんですが、納品される見込みは、期日、おおむねどのぐらいになるかというのは、お分かりでしたらお願いしたいかと思ひます。

議長（湯本晴彦君） 消防課長。

消防課長（湯本睦夫君） ご説明のとおりではございますが、納期限につきましては令和8年2月27日ということで、こちら車両がこの時期に間に合うということでの計画ではございませんので、ある程度、装備の期間も含めてこれだけの期間を取らせていただいているということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第30号 令和6年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

2 議案第31号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）

議長（湯本晴彦君） 日程第2 議案第31号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第31号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正です。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ8,500万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億2,833万9,000円とするものです。

第2表の繰越明許費の補正につきましては、第10号補正において、6款商工費の持続可能な観光計画の策定支援事業を追加し、ご承認いただいたところですが、北陸信越運輸局観光部を通じ、観光庁の審査で繰越事由には該当しないとの回答があったため、繰越明許費を廃止し、令和6年度出来高として年度内に処理することとしました。

次に、歳入歳出予算の補正について説明いたします。

まず、歳入としましては、18款寄附金の1項1目一般寄附金のふるさと寄附金ですが、第10号補正において、見込みにより6,700万円増額しましたが、その後の実績で寄附金額が増となったことから、500万円を増額計上するものです。

19款繰入金金の1項2目財政調整基金繰入金では、財源調整により8,000万円を増額しております。

続いて、歳出についてですが、2款総務費の1項11目ふるさと寄附金費の12節委託料では、ふるさと寄附金額の増に伴うポータルサイト利用料等で500万円を増額しております。

7款土木費の2項3目道路維持費の町道除雪では、2月にまとまった降雪があり、今後の除排雪費用に不足が生じる見込みとなったことから、委託料で8,000万円を増額計上するものです。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第31号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

-
- 3 議案第 8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 4 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 6 議案第15号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第16号 山ノ内町観光施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第9 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7議案について一括上程し、議題とします。

ただいまの7議案につきましては、去る3月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

総務産業常任委員会、塚田委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

それでは、委員会に付託されました議案第8号から議案第10号の3議案、議案第15号及び議案第16号、議案第17号及び議案第18号、計7議案について、常任委員会審査報告書に基づき報告させていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

- 1. 委員会開催月日 令和7年3月13日
- 2. 開催場所 第1・2委員会室
- 3. 審査議案

議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 山ノ内町観光施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(以上7件 令和7年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第15号、議案第16号
議案第17号、議案第18号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、若干補足の説明をさせていただきます。

なお、審査は委員1名の欠席届に基づき、委員会では6名での審査に当たりました。

議案第8号、議案第9号及び議案第10号については、総務課長及び総務係長から説明を経て、審査させていただきました。

まず、議案第8号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、第1条から第6条までの関係条例の整理であり、禁固及び懲役を拘禁刑に改めるものであります。なお、法律改正施行日前の行為で施行後に発覚した場合は、現在の条例の適用になります。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第9号ですが、主な改正ポイントは、給料表の改定、扶養手当の見直し、再任用職員手当の拡充、管理職特別手当、期末及び勤勉手当の改定であります。

主な質疑として、管理職の特別手当に該当する職務については、災害時等の緊急事態を想定するとの返答でありました。また、関連の質疑の中では、新規採用時の倍率は何倍かという質問に対し、3倍との説明でありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号は、国家公務員の人事規則改正に併せて改めるものであります。育児または介護を行う職員の時間外勤務時間制限として、3歳に満たない子が小学校就学の始期に達するまでの子に、また、介護休暇に係るものが主な改正内容であり、討論はなく、採決では全会一致で可決すべきものと決定しております。

次に、議案第15号及び議案第16号は、産業振興課長、観光商工係長及び国立公園係長から説明をいただき、審査しました。

まず、議案第15号ですが、国により見直しでの増額通知に基づき、報酬改定及び夏季休暇としての3日間、有給での特別休暇新設であります。

質疑の主なものとして、勤務時間は何年かという質問に対して、最長5年、1年ごとの更新、交付税措置については、2分の1、また、北信6市町村の自治体では国際交流員の配置状況はどの質問に対して、当町と飯山市との説明をいただきました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第16号は、上林総合案内所を町観光施設の追加改正であります。

質疑の主なものとしては、観光施設の合計はどの問いに対し、29施設、上林総合案内所を含

めて29施設となります。この中には駐車場、トイレも含まれること、また、上林総合案内所の利用状況について、2月のデータとして1日1,043人との説明をいただいております。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号及び議案第18号は、消防課長及び消防課長補佐の説明をいただき、審査しました。

まず、議案第17号ですが、消防団員の処遇改善、シニア層の活躍を推進目的に基づく改正があります。退職報償金に係る勤続年数が、現在、30年以上は一括ですが、今回の改正では、31、32、33、34、35年以上と細分化されるものであります。

質疑の中で、機能別消防団員の扱いはについての質問ですが、団員勤続期間は支給対象ですが、団員を一旦退団され、その後、機能別消防団員になった場合は、機能別の期間は加算されないとの説明でありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第18号ですが、国から示された基準額に基づき、公務災害補償における基礎額の増額改定であります。

主な質疑では、消防団員等の住民に対する支給では、基礎額9,700円の支給に該当すると。また、関連の質疑の中で、例として出火建物の家族が負傷した場合等の措置についてはの質問に対し、出火建物からの関係者ということで家族は支給対象にはならないということの返答がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会に付託された議案計7件の報告といたします。つきましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（湯本晴彦君） これより総務産業常任委員長から報告のありました7議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す

る条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第15号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第16号 山ノ内町観光施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

10 議案第11号 山ノ内町霊園条例の制定について

11 議案第12号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

12 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第14号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

14 議案第19号 山ノ内町教育支援センター設置条例の制定について

15 議案第20号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について

16 議案第21号 山ノ内町子ども基本条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 日程第10 議案第11号 山ノ内町霊園条例の制定についてから日程第16 議案第21号 山ノ内町子ども基本条例の制定についてまでの7議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの7議案につきましては、去る3月5日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

社会文教常任委員会、高田委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 9番 高田佳久。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 令和7年3月13日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

議案第11号 山ノ内町霊園条例の制定について

議案第12号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 山ノ内町教育支援センター設置条例の制定について

議案第20号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 山ノ内町こども基本条例の制定について

(以上7件 令和7年3月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第19号
議案第20号、議案第21号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について補足の説明をさせていただきます。

まず、討論でございますが、7議案ともございませんでした。そして、表決の結果ですが、7議案とも全て全会一致で可決すべきものと決定となっております。

まず、議案第11号、関連もありますので、同時に進めさせていただきますが、議案第11号及び12号の審査におきましては、住民税務課生活環境係より制定理由及び改正内容について説明を受けました。

今回の制定及び改正は、一般財団法人山ノ内まちづくり観光局より移管されます藤ノ木霊園の設置及び管理を定めた新規となる条例制定、歳入となる永代使用料及び霊園管理料を基金に積み立てるため、基金の項目を追加するための一部改正となっております。条文内容及び別に定めます施行規則を確認、精査した上での判断といたしました。

なお、現在の使用状況につきましては、301区画のうち261区画となっており、過去5年で23件の返還となっております。

続いて、議案第13号及び14号の審査では、健康福祉課福祉係及び介護支援係より制度及び改正内容について説明を受けました。

まず、議案第13号ですが、上位法であります災害弔慰金の支給に関する法律及び関連する政令の一部改正によるものです。第15条に報告等の追加及び法律の条項順とした項目、第16条に支給審査委員会の設置を追加する内容となっております。

質疑の中では、設置に関して常設とせず、事象発生時の設置、また、委員会の委員はということ、医師、弁護士の記載のほかに、その他町長が必要と認める者とはと質問に対しまして、

今のところ民生児童委員を想定しているとのことでした。

続いて、議案第14号ですが、介護保険法施行規則の一部改正、令和6年4月1日施行、これは国ですね、によるもので、人材派遣が昨今困難になっている現状を踏まえまして、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化とする内容となっております。

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3業種で、その他これに準ずる者として会計年度任用職員で対応する場合、2人以上の合算時間で対応が可能となる内容となっております。現状ではお2人が育休中とのことでした。

続いて、議案第19号、20号、21号の審査では、こども未来課保育・幼児教育係及び学校教育係より制度及び改正の内容について説明を受けました。

まず、議案第19号ですが、不登校児童・生徒の多様な学習活動の支援、不登校児童・生徒及び保護者からの教育相談などを行うための教育支援センター、これは公的なフリースクールともいわれておりますが。こちらの設置に関する新規の条例制定となっております。

条例内容及び別に定めます施行規則を確認、精査した上で判断とし、質疑では、職員2人のうちお1人が教員経験者となっております。出席扱いの関係につきましては、町校長会では出席扱いとする方向となっております。

もう一つ、給食に関してなんですが、給食は今のところはお弁当を持参していただくという回答を得ています。基本的には、長時間そこを使用する、今のところ想定される児童・生徒がいらっしゃらないという内容となっております。

続いて、議案第20号ですが、教員住宅のうち移管、これは東部湯田中の大湯地区、解体、東部滝の湯地区、修正漏れ、南部佐野地区によります第3条関係の別表1を変更するものです。ちなみに、移管の部分につきましては、行政財産から普通財産として未来創造課への移管ということで説明を受けております。

最後に、議案第21号ですが、子供の権利に関する基本的な考え方や行政の方向性を定めた新規となる条例制定です。

令和6年10月時点での条例制定は、全国で168団体、県内では5市町村となっております。こども基本条例を制定することで、子供施策の法的根拠となるとともに、行政や町民等に対して法的拘束力を持つことになり、町長が交代しても担当部署の職員が替わっても、条例に規定されたことはぶれることなく将来にわたって継続され、子供の最善の利益を尊重する指針となる理念、宣言条例となっております。

審査では、逐条解説を基に条文の内容を精査した上での判断といたしました。

以上で補足の説明を終わりますが、7議案とも皆様のご賛同をよろしくお願ひし、委員長報告を終わりとさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） これより社会文教常任委員長から報告のありました7議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第11号 山ノ内町霊園条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第12号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第19号 山ノ内町教育支援センター設置条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第20号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第21号 山ノ内町子ども基本条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 17 議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算
 - 18 議案第24号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 19 議案第25号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 20 議案第26号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 21 議案第27号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 22 議案第28号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 23 議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（湯本晴彦君） 日程第17 議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算から日程第23

議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算までの7議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの7議案につきましては、去る3月5日の本会議において予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

予算決算審査委員会、白鳥委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 白鳥金次君登壇）

予算決算審査委員長（白鳥金次君） 13番 白鳥金次でございます。

それでは、令和7年度、7議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を3月6日、7日及び10日から12日までの5日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。

審査では、町当局より令和6年度予算に付した審査意見に対する現況報告をいただき、審査に入りました。

審査に当たり、資料提出を含む丁寧な説明をいただきましたことに感謝申し上げます。今後に向けて改めてご協力をお願いいたします。

なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出いたしました報告書に基づき会議録への記載をお願いいたします。

ここで、審査の概要を申し上げます。3月11日に予算決算審査委員会全体会議におきまして採決を行いました。採決の結果は、7議案のうち議案第23号は修正案の動議が提出され、修正案については賛成多数で可決すべきものと決定、そして、修正案を除く原案に対しては賛成多数で可決すべきものと決定、また、議案第26号については賛成多数で可決すべきものと決定、ほか5議案につきましては全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

これより、報告書を朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 白鳥金次

1. 委員会開催月日 令和7年3月6日・7日・10日・11日・12日
2. 開催場所 役場401会議室・委員会室
3. 審査議案
 - (1) 議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第24号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (3) 議案第25号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (4) 議案第26号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (5) 議案第27号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - (6) 議案第28号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - (7) 議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上7件 令和7年3月5日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、十分審査の上、部会ごとに意見をまとめ、正副部

会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経 過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 塚田 一男)

議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算

議案第27号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

議案第28号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 高田 佳久)

議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算

議案第24号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第26号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結 果

(1) 審査区分 議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算

修正案のとおり可決すべきものと決定

ここで、審査の経緯について補足の説明をいたします。

小林仁議員より、令和7年度一般会計予算に対する減額修正案の動議が提出されました。

添付の修正案を参照ください。

内容は、歳出、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節山ノ内町こども海外留学支援補助金に係る1,000万円を300万円に改める減額修正であります。

提案説明では、町内5か所で開催した議会報告会において、海外留学支援補助金の是非について質問、意見が出されている。そのことを受けて自分なりに考えた結果、現在、この補助金を受けて世界で活躍する子の応援はもちろんのこと、この先も続けていくべきだと思っている。一方で、経験を生かして、未来では指導者として何年間かの貢献をしてもらおうなど、お互いにとって有意義にあるものになるよう再考していただきたい。現在は、広報やまのうちなどで活動報告のみの予定。ショートステイやトレーニングのための短期留学、遠征にも拡充して、世界で活躍したいという子供が増えるような性格の補助金もぜひお願いしたい。この2点が自分自身の真の応援や責任と考えている。現在、渡米中の対象者が困ることのないように、他の公的に近い給付型補助金に鑑み、300万円とする減額修正との提案説明でした。

質疑の中で、現行の要綱では1人に上限500万円、連続する最長4年間、該当年度3人を上限としている。令和6年度においては1名の該当者がいる。この該当者は、この先においても上限500万円を頼りにしている。減額された場合には留学そのものに影響されてくると思われ、そのことについての責めを負うと思われる。また、この補助金を受けて、世界に向けて見聞を広げる意味では大いに賛成であるが、果たして1人に対し500万円が妥当なのか。また、当該

年度3人では、世界に挑戦しようとしている人の門戸が狭過ぎると思っている。税の公平性、留学支援の制度設計の整合性と効果が町民に十分理解されるのか等々の議論が出されました。

質疑終了後、討論に入り、修正案に対して4名が反対討論を行い、1名が賛成討論を行いました。採決の結果、7対6で修正案が可決すべきものと決定しました。

そして、令和7年度に対して意見を付すかを議論する中で、賛否が拮抗したことも留学支援補助金について、町民の声を真摯に受け止め、制度そのもの、また要綱についても、他の自治体等の取組状況を鑑みて、議会として十分な議論を重ねていくとともに、町当局に制度の在り方について、町民が行政サービスを等しく受けることができる制度となるよう、議会との意見交換を要望する旨、書面にて提出することとしました。

補足の説明は以上です。

【意見】

《議会費》

○DX推進事業（タブレット・動画配信など）と整合した予算に配慮すること。

《総務費》

○ふるさと寄附金返礼品（特に農産物）は、さらなる充実を図り、目標達成に向け取り組むこと。

○官民連携事業は持続可能なまちづくりに向け、効果が上がるよう努めること。

《危機管理費》

○全町での地区防災計画策定に向け、積極的な支援に取り組むこと。

《民生費》

○子ども・子育て関連業務におけるキャッシュレス決済の運用を検討すること。

○こども家庭センターの運用に当たっては、利用者の利便性に配慮すること。

《農林水産業費》

○林道は定期点検に努め、計画的に整備すること。

○地域計画に基づき、遊休荒廃農地解消に向け取り組むこと。

《商工費》

○トップセールスの効果を検証し、その内容を公開すること。

○町行政とまちづくり観光局との業務分掌並びにそれに伴う費用を明確化すること。

《土木費》

○湯田中ぼうさい広場整備事業の工事には、万全を期すこと。

《消防費》

○消防団に配備した消防車両及び機器は、適正な維持管理に努めること。

《教育費》

○通学定期券購入補助金の対象者及び補助率の拡充を図ること。

○学校統合は子供たちの教育環境がよりよいものとなるよう努めること。

○部活動の地域移行は状況の把握に努め、広域連携を視野に入れて検討すること。

○総合型地域スポーツクラブは、拠点となる体育施設の検討を行うこと。

○給食費の公会計化及び無償化の検討を行うこと。

○上林総合グラウンド利活用は、整備計画を策定し促進していくこと。

(2) 審査区分 議案第24号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(3) 審査区分 議案第25号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(4) 審査区分 議案第26号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(5) 審査区分 議案第27号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(6) 審査区分 議案第28号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(7) 審査区分 議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○アセットマネジメントに基づき、停電対策を含め施設の適正な維持管理に努めること。

7. 予算審査意見

【総括意見】

我が国経済は、パンデミック以後の世界的なインフレーションの中で、インフレ率は明確にゼロを上回って推移している。日本銀行の異次元緩和政策の解除によって「金利ある世界」に回帰したことや賃金伸び率の回復、日経平均株価の史上最高値更新に象徴されるように、2024年の日本経済は、30年にわたる停滞からの脱却に期待が高まっている。その反面、「福祉元年」といわれる1973年から半世紀を経て、想定以上の少子高齢化や経済の低成長に見合わない医療・介護給付の矛盾は、政府債務の累増として表出し、日本経済の未来に不安を投げかけている。

このような状況下で編成された7年度一般会計予算の総額は84億4,200万円で、前年度予算に比べ7億5,900万円(9.9%)の増となっている。当初予算としては過去10年間で最大の予算となった。

(1) 歳入について

歳入の柱である町税収入(歳入に占める構成比20.1%)は、前年度比1,175万円(0.7%)増の16億9,492万円となっている。税収確保と税の公平性維持の観点からも、収納には最大限の努力を払われたい。

歳入のもう一つの柱である地方交付税(構成比33.4%)は、前年度比1億円(3.7%)増の

28億2,000万円を見込んでいる。寄附金（構成比7.3%）は、前年度比1億6,391万円（36.1%）増の6億1,857万円を見込み、うち、ふるさと寄附金については前年度比1億7,000万円増の5億5,000万円を計上。繰入金（構成比11.8%）は、前年度比7,271万円（7.9%）増の9億9,427万円を財源補填として計上。うち財政調整基金は6億9,592万円、ふるさと基金は1億8,734万円の基金取崩しを見込んでいる。町債（構成比6.7%）は、前年度比1億9,720万円（53.2%）増の5億6,790万円を計上している。

（2）歳出について

主な事業全体では28項目の新規事業と24項目の拡充事業が計上されている。産業分野では5項目の新規事業と10項目の拡充事業を計上し、基幹産業の一つ、観光に係る商工費では、山ノ内インフォメーションセンター、湯田中駅及びスノーモンキーパーク待合所の運營業務に係る委託費を新規計上。山ノ内まちづくり観光局への活動支援補助金及び事業負担金を増額計上。観光局がスタートして1年が経過した。増額された金額に見合う働きになることを切望する。

もう一方の基幹産業である農業に係る農林水産業費では、産地パワーアップ事業、がんばる農業就農奨励金、農業経営雇用促進事業、収入保険掛金補助事業のほか、スマート農業機械導入支援事業が計上されている。農地管理の省力化を図るため、防草抑制ネットの購入に係る畦畔用防草対策導入補助金が新規計上された。農業従事者の高齢化に伴う施策の一助になることを期待する。

健康・医療・福祉分野では、6項目の新規事業、拡充2事業が計上されている。新規に、子育て家庭に対する切れ目のない支援を行うために、こども家庭センター設置に係る経費を計上している。子供、家庭全般に関する支援がより充実されることを切望する。

教育・文化分野では、新規7事業、拡充4事業が計上されている。新規に、様々な理由で学校へ通えない子供たちの支援のため、教育支援センター運営に係る経費を計上している。誰一人取り残されない学びの保障に向けた地道な取組を望みたい。小・中学校の特別教室へのエアコン設置費用を新規に計上し、児童・生徒の学習環境改善を図っている。2年目に入る海外留学支援事業は、児童・生徒が海外の文化・スポーツなど見聞を広める海外留学への補助金である。多くの子供たちの挑戦を支援するために、要綱を抜本的に見直し、門戸を広げることを切望する。学校給食費は、子育て世帯に対する経済的支援から給食費の半額を補助している。今後の無償化に向けては財政負担の増加が懸念されるが、近隣市町村の取組状況を見据え、子育て世帯に対する経済的支援から検討を望む。

都市基盤・生活環境分野では、新規事業7項目、拡充事業5項目を計上。「ゼロカーボンシティの推進」を踏まえ、地域福祉センターをはじめとした公共施設の照明LED化事業を新規に計上。防災機能を備えた公園の整備として、旧社会体育館跡地に新規に（仮称）湯田中温泉公園整備工事を計上。移住・定住施策として、新規に、遊休資産活用移住者向け住宅整備事業として、旧東小教員住宅をDIYに共感する人を募り、リノベーションし活用する。多くの人の参加により完成を望む。しかし、町内の賃貸住宅は依然として慢性的に不足状態にある。官

民連携で賃貸住宅建設事業の構築を期待したい。

(3) まとめ

町制施行70周年を迎え、この70年、山ノ内町はどんな道のりを歩んできたのか振り返り、将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土(まち)」実現に向けて進んでいきたい。そのためには、民間活力の導入は避けては通れない道と認識し、官民一体となって歩みを進めなければならない。ふるさと山ノ内町を築いてきた先人に感謝するとともに、輝かしい未来を共に切り開いていきたい。

以上です。

議長(湯本晴彦君) ただいまの予算決算審査委員長の報告の中で委員長が省略した部分については、議事録へ登載することといたします。

ここで議場整理のため3時20分まで休憩とします。

(休憩) (午後 3時07分)

(再開) (午後 3時20分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、予算決算審査委員長から発言訂正の申出がありました。

発言を許可します。

13番 白鳥議員。

予算決算審査委員長(白鳥金次君) 13番 白鳥金次。

訂正をお願いいたします。

採決の結果、可否同数により委員長において採決をしました。結果、7対6により修正案は可決すべきものと……

議長(湯本晴彦君) ここで暫時休憩いたします。

(休憩) (午後 3時20分)

(再開) (午後 3時21分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

白鳥委員長。

予算決算審査委員長(白鳥金次君) 採決の結果、可否同数6対6により、委員長において採決。修正案は可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(湯本晴彦君) これより予算決算審査委員長から報告のありました7議案に対し、一括質疑を行います。

9番 高田議員。

9番(高田佳久君) 議案第23号につきまして、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、1,000万円を予算計上としたこども海外留学支援補助金に対しまして、700万円を減額し、300万円とする修正案が委員会で提出され、採決の結果、賛成者と反対者が同数の可否同数となり、白鳥委員長の判断による採決の結果、賛成を選択し、可決すべきものとなりましたが、その中で賛成された議員の6名はどなたであったか、また、所属会派をお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 13番 白鳥議員。

予算決算審査委員長（白鳥金次君） お名前を申し上げます。

修正案に賛成された方、議席番号1番 小田孝志議員、2番 畔上恵子議員、3番 小林仁議員、4番 志鷹慎吾議員、5番 塚田一男議員と議長、湯本晴彦議員です。

会派もですね。会派、創門会でございます。議長は無所属でございます。

畔上恵子議員におきましては、公明党でございます。すみません、訂正します。

議長（湯本晴彦君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 3時23分）

（再開） （午後 3時24分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

白鳥委員長。

予算決算審査委員長（白鳥金次君） 訂正をさせていただきます。

畔上恵子議員、創門会でございます。

議長（湯本晴彦君） 9番 高田議員。

9番（高田佳久君） それでは、2点目、よろしく願いいたします。

ただいまのご報告のとおり、議長も採決に加わり、賛成されたということによろしいでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 13番 白鳥議員。

予算決算審査委員長（白鳥金次君） そのとおりでございます。

議長（湯本晴彦君） 9番 高田議員。

9番（高田佳久君） それでは、3点目、お伺いいたします。

地域住民を代表いたします地方議会の議案または政策におきましては、議員の過半数以上の多数意思によって決定されますが、予算決算委員会での減額修正案に対しましての採決結果は、先ほど申し上げましたとおり可否同数となり、白鳥委員長の判断によりまして、採決で賛成、いわゆる可決とする選択をいたしました。本来、可否同数の場合は否決するという現状維持の原則があります。白鳥委員長は認識または理解されていたのかお聞かせください。

また、賛成、いわゆる可決を選択した理由をお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 13番 白鳥議員。

予算決算審査委員長（白鳥金次君） 慣例、その他については承知してございますが、やはり私

自身、一議員ということを選択いたしましたので、一議員として賛成の表決をいたしました。
以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。
（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。
続いて、議案ごとに討論、採決を行います。
議案第23号について討論を行います。
初めに、原案に対する賛成者の発言を許します。
10番 渡辺議員、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

議案第23号 令和7年度一般会計予算案に対する予算決算審査委員長の報告は、減額修正可決とすべきものの報告ですが、私は修正案に対しては、この減額については反対の立場、そして、原案について賛成の立場から討論いたします。

令和7年度の一般会計予算総額は84億4,200万円と過去10年間では最高額の大型予算となりました。

歳入では、町税が16億9,492万円と前年度比1,175万円増を見込んでいますが、インバウンド客増などで景気が回復してきているとはいえ、人口の減少が不安要素となります。

ふるさと寄附金では、1億7,000万円増の5億5,000万円を見込み、合計52事業に1億8,734万円を充当予定となっていますが、安定財源として、これに依存し過ぎないように注意が必要と考えます。返礼品、特に農産物の拡充が欠かせない取組となりますが、今朝の信濃毎日新聞、新聞報道の須坂市の例も教訓としなければなりません。

財源補填のための財政調整基金繰入金は、前年度比1億1,076万円増の6億9,592万円と多額になっており、不安が残ります。

歳出では、議会費のタブレット導入や動画配信に予算がつかなかったばかりか、1人分の広報全国研修旅費まで削られてしまったことは残念です。

学校給食費の半額補助は継続ですが、お隣の木島平村や中野市では新年度から無料化されます。平澤町長の公約も無料化でした。一刻も早い実現に向けて、さらなる努力を望みたいと思います。

福祉医療の子ども医療費窓口完全無料化も継続ですが、今後は障害者やひとり親医療にも拡大を期待いたします。

まちづくり観光局への活動支援については、支出の正当性、負担のルールや用途を明確化していくことが今後の課題と考えます。

海外留学支援補助金1,000万円については、制度の在り方に多くの町民から疑問の声があることを踏まえ、新年度の募集を前に、幅広く町民の理解が得られるように抜本的な見直しを求

めたいと思います。

疑問点や課題について指摘させていただきましたが、評価できる点についても述べたいと思います。

教育費の小・中学校特別教室へのエアコン設置7,150万円は、子供たちの学習環境改善の効果に期待したいと思います。

新規事業としては、不登校支援713万円が教育支援センター運営の経費として計上されました。小中学校教員加配事業は7,008万円と前年度の6,056万円、前々年度の3,893万円に対し大幅増額となっています。また、前年度、大幅増額となった国際理解教育推進事業も継続で2,640万円が計上されており、これらは町独自の教育支援策として、その効果に期待したいと思います。

農業関係では、新規で、畦畔用防草シート補助金に金額は僅か80万円ですが計上されました。議会一般質問でも取り上げられ、多くの農家からの要望にも応えるものであり、評価したいと思います。

移住・定住策の新規事業、遊休資産活用移住者向け住宅整備1,291万円は、使われなくなった東小教員住宅をDIYで改修し、移住者向け住宅に生まれ変わらせようとするものであり、移住を希望しても住む場所がないという問題の解決に効果を上げることを期待いたします。

令和7年度は、町制施行70周年の節目の年となります。町民の皆さんが安心して暮らせる、未来に明るい展望が見える新たなまちづくり元年となることを願い、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番 山本光俊議員、登壇。

（11番 山本光俊君登壇）

11番（山本光俊君） 11番、新和会、山本光俊です。

議案第23号 令和7年度一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

令和7年度の一般会計予算は、前年比7億5,900万円、9.9%増の84億4,200万円となり、過去10年間で最高額となっております。しかし、物価高騰による町民の生活負担の増加や税金の使途が特定の事業や個人に偏る傾向が見受けられるなど、町民にとって適切な予算編成とは言えません。

行政サービスは本来、機会均等を原則とし、幅広く多くの町民に届けるものです。しかし、現在の予算編成においては、生活必需品、食材、燃料などの値上げ、物価高騰といった町民の生活に直結する問題への支援策は、使用用途が決められた国・県からの補助金、交付金での対応が多く、町独自での財源を使用しての施策が十分に講じられておらず、特に低所得者世帯や子育て世帯への補助金などの拡充が欠けていると感じます。

その一方で、税金の使途が場当たりの特定の個人や事業者に対してばかり手厚い制度が散

見されるのが実情です。このような予算の組み方は、町民に寄り添うものとは言えず、むしろないがしろにしていると言わざるを得ません。昨今の物価高騰により町民の生活はますます厳しくなっており、特に子育て世帯には深刻な影響が及んでいます。

そのため、事業予算の編成においては、現在の社会経済状況を十分に把握した上で、自助、共助、公助の在り方を再度確認し、町民の生活支援を最優先とするべきです。

多数の町民から批判のあるこども海外留学支援補助金については、1人年間最大500万円という額は町への財政負担が大きく、他自治体の同様の制度と比べても突出しており、公平性の観点からも適切とは言えません。この多額の支援が限られた一部の受益者に向けられる一方で、例えば高校生通学定期券購入費補助金は補助率20%となっており、この事業全体の予算は200万円にとどまっております。

海外留学に多額の費用がかかることは一定の理解はできますが、1人に手厚い補助制度を設けるよりも、より多くの児童・生徒、そして町民に対し、行政サービスが行き渡る支援策の拡充が求められています。住民要望に寄り添う支援にもっと注力すべきです。既にこども海外留学支援補助金を利用している方への配慮は必要とは思いますが、今後に向け、制度、要綱の見直しをするよう強く要望いたします。

まちづくり観光局についてですが、7年度は補助金、負担金合わせて7,392万6,000円が計上されています。これは前年度の当初予算比で614万8,000円も増額となっています。この中には、アメリカ、オーストラリアなど海外への町長トップセールス費用300万が含まれています。

令和6年度では、その都度、補正予算として事業提案がされ、議会の議決を経て事業執行がされたことで、議会のチェック機能が働いておりました。しかし、外部組織となると、それもかなわない可能性が高くなります。また、町の一般会計であれば、使用した分のみ精算されますが、観光局においては、補助金、負担金の不用額があっても観光局内で処理され、さらに、その後の運用について、議会や監査委員による監査や確認が行えないのが現状となっています。

昨年9月定例会では、町長海外トップセールス費用として、アメリカ・ロサンゼルスへのトップセールスに対する補正予算が提出された際、様々な状況を鑑みて修正動議が提出され、減額修正が可決されました。

同じくタイへのトップセールス費用も修正動議が提出され、これは否決となり、原案可決となりましたが、議会としても一般的な金銭感覚や町民感情に配慮して、エコノミークラスでの渡航を申し入れたのにもかかわらず、町長はエコノミークラスの四、五倍の費用がかかるビジネスクラスで渡航をしています。しかも、事業実施の評価は同行した方から非常に不評で、様々な指摘を受ける結果となりました。

そもそも町長トップセールスの在り方自体は、各所海外出張への対応は想定しておらず、旅費の在り方や様々な問題を残す結果となったことは明白です。さらに、問題解決に向けた対応が議会や町民へ明確に説明できていないことも問題視されています。

ちなみに、インバウンドセールスコール支援事業補助金は250万が計上されています。町全

体の民間観光団体及び事業者のための補助事業予算が250万です。このことから、町民をないがしろにしていると思わざるを得ない理由がお分かりいただけるのではないかと思います。

令和元年度の道の駅物産館及び楓の湯の事業収入は約1億8,719万2,000円であり、町の一般会計への納入は約1,540万円でした。一方、令和6年度3月11日現在の事業収入見込みは約2億円超と増加しているにもかかわらず、町の一般会計への納入は約540万に減少しています。その差益も観光局の事業に充てると説明があったことから、観光局が独自財源として利用できる状況にあると考えられます。にもかかわらず、町から観光局に振り出す補助金、負担金が増えている現状は、適正な財政運営とは言い難く、再検討が必要と考えます。

そのほかにも、不透明な事業、運営体制の不備などがある中で税金が投入されていることも看過できません。税金の用途については、行政サービス、事業、支援が公平に提供される制度として設計されるべきです。例えば低所得世帯への直接的な生活支援、教育費負担の軽減、高齢者や障害者向けの福祉サービスの充実など、より多くの町民が具体的な恩恵を受けられるような制度改革が求められます。

行政による税金の適正かつ公平な使用について、議員として調査、精査を行う責務を果たすべく、議案第23号に反対いたします。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を求めます。

1番 小田孝志議員、登壇。

（1番 小田孝志君登壇）

1番（小田孝志君） 1番 小田孝志です。

議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算審議における予算決算審査委員会の修正案に対し、賛成の立場から討論をいたします。

私は、こども海外留学支援補助金の制度自体には反対ではありません。とても素晴らしい制度だと思います。ただ、制度設立当初から、何で1人に500万もかけるというような、私の周りから疑問の声が上がりました。

1月から2月にかけて議会報告会を町内の5会場にて実施いたしましたが、できるだけ多くの子供たちに留学の機会を与えてほしいという声が多く上がりました。

さて、先日、3月13日、総合教育会議がありました。小学校統合に向け、よいスタートが切れたと思います。一旦立ち止まって考えたこの2年間は、決して無駄ではなかったと思いました。

その中で、校長先生や教育委員から、英語教師の増員について多くの感謝の言葉がありました。小学生の長男が、家にも普通に英語を話し、それを聞いた保育園に通っている妹が興味を持ってきたとか、駅前では小学生が外国人に対して「Do you like apple?」と普通にしゃべっているとか、英語が会話の中に自然と入っていることに驚きと喜びの声がありました。

そういう生徒たちに海外留学の機会を与えてやれば、これはつながっていくかと、そのと

き感じました。短期でもいいと思います。多くの子供たちに機会を与えたい。そのために、この海外留学補助制度を活用できないだろうか。また、子ども・子育てという観点から考えると、隣の中野市では7年度から給食の無償化を実施すること、通学定期補助率のアップも検討すべき課題だと思います。

ここは一旦立ち止まり、持続可能な制度となるよう、短期、長期や金額を含めたこども海外留学支援補助金要綱のブラッシュアップと幅広い子育て政策を切望し、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

12番 小林克彦議員、登壇。

（12番 小林克彦君登壇）

12番（小林克彦君） 12番 新和会の小林克彦です。

海外留学支援補助金の減額修正は、1,000万円の予算計上に対し300万円に大幅な減額でございます。これについて反対の討論をいたします。議員各位には、論点を間違わないでほしいんです。

私が反対する理由を2点申し上げます。

1点目、本支援金については、6年度当初予算で500万円が計上され、可決。続く6月の補正第3号において、さらに500万円が可決されております。本来、根拠規定のなきものに予算はつけられないはずですが、交付要綱案を6月4日の議会全員協議会で説明を受け、紆余曲折を経て、7月24日に議会はこれを受理しております。

したがって、交付要綱は町の法律であり、これに基づいた給付である限り、削減額は500万円は下回ってはいけなないと考えます。

2点目、さきのおおり、今回の修正は交付要綱が有効となる前に、もし提案するのであれば提案すべきことであります。また、現在の要綱が適切でないとするのであれば、町に対し、強く改正もしくは廃止を求めるのが何よりも先であります。これまで2回の議会において認めてきた案件を、この時点で突然減額する提案には無理があります。

また、既に1人の生徒が勇気を持って応募し、審査に合格し、頑張っていると思われる今、議会自らルールを無視し、手順無視の行動を取ることは絶対に許されません。また、現在、制度を利用している生徒、保護者と町は契約関係にありますから、もし減額により給付不足が生じた場合は、町は債務の不完全履行となり、訴訟も含め、誠に不名誉な事態を招くおそれがあります。

以上、各位には論点を間違えないで賢明な判断をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

4番 志鷹慎吾議員、登壇。

（4番 志鷹慎吾君登壇）

4番（志鷹慎吾君） 4番 志鷹慎吾です。

議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算審議における予算決算審査委員会の修正案に対し、賛成の立場から討論いたします。

この山ノ内町子ども海外留学支援補助金の趣旨は、子供たちが世界に羽ばたくために国際的な視野と経験を積むことから、海外の国と相互理解を深め、次世代を担う人づくり事業として、海外の学校教育機関への留学等に参加することを支援するというもので、これはとてもいいことだと私は思います。実際に町民の方々からも、この補助金を受けて、世界に向けて見聞を広げる意味では、大いに賛成であるというようなご意見もいただいています。

また、当町はE S Dで持続可能な社会を目指す教育活動をしています。この一環として、子供たちが国際的な視野を広げるため、海外での学びや体験を通じて、持続可能な社会の構築に貢献できる人材づくり事業として行うことは、非常に意義深いものであります。

そして、先ほどの議案第21号の山ノ内町子ども基本条例の中でも触れられていますが、どの子供にも参加する権利があると思います。これは、子供には自分の意思を自由に表し、様々な活動に参加する権利があるということです。周りの大人は、その子供にとって最もよいことは何かを第一に考えることです。つまり、この山ノ内町子ども海外留学支援補助金制度は、どの子供も参加ができる権利があるものであり、現在のグローバルな社会で生きるために、持続可能な社会の構築に貢献できる人材を育てるものにならなければなりません。こういった観点からこの制度を見ると、本当に可能なのか考えさせられます。

この制度の補助金の上限は1人年額500万円とし、当該年度予算の範囲内とするとあります。補助金の交付対象者は、当該年度3人を上限とし、現に補助金を受けている者を含め、上限人数を超えることはないとあります。

町民からは、1人に対して500万が妥当なのか、また、該当年度3人では世界に挑戦しようとする門戸が狭過ぎるや、もっと少額で始められる方法もあったのではないかという意見が聞かれました。一般財源を少数の人のために使うことの公平性という観点からも考えさせられます。

さらに、町民からは、年1,500万円の予算は大きい。趣旨の違いはあるが、1人の生徒より全員を短期でも海外体験をさせたほうがいいのか、10万から20万ぐらいで多くの子供を留学応援してあげられるなら納得できるなどという意見も聞かれました。

町民の声を真摯に受け止めて、町民が行政サービスを等しく受けることができる制度とはとても思えません。税の公平性、留学支援の制度設計の整合性から見てもバランスが取れていないように思えます。

この山ノ内町子ども海外留学支援補助金制度は、本当に多くの子供たちにとって持続可能な社会の構築に貢献できる人材を育てるものになるのか、もう一度考える必要があると思い、修正案に賛成とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

9番 高田佳久議員、登壇。

(9番 高田佳久君登壇)

9番(高田佳久君) 9番 高田佳久。

予定では、多分私が最後の討論になろうかと思いますが、もし修正案に賛成される議員がいらっしゃいましたら、ぜひ賛成討論をやっていただければありがたいかと思います。

私は、修正案に対しまして反対の立場で討論させていただきます。

今回、私が反対する理由を5点述べさせていただきたいと思います。

まず、1つ目は、700万円減額し、300万円を予算とした根拠が不明瞭なことであります。委員会での提案者の説明をお聞きしても理解できませんでした。ただただ気持ちや思いのみで減額したとしか受け止められませんでした。

2つ目は、行政要綱による事務の欠陥が発生し、いわゆる予算執行ができなくなるおそれがあることです。本来、要綱は町の基本的な、また重要な内部事務等を処理する上で統一的な処理を行うための行政機関の内規であり、法律や政令、条例や規則とは異なり、法ではないため、法的な拘束力はないと言われていますが、現状では、行政機関の内規として事務を執行しております。要綱では1人上限500万とし、予算の範囲内での支出を明記しておりますが、今回、上限額で2人分の1,000万円を計上していたわけですが、減額し300万円とすると、どういった支出をすればよいのか、担当所管課は事務処理に苦しむと思います。300万円でやりくりしなさいといったところでしょうか。非常に乱暴なやり方だと思われま。

3つ目は、今現在、補助を活用している方がいることへの配慮が欠けていることです。300万円とした場合に、どのようなことが起きてしまうのか。賛成された議員の皆さんは、所管課への確認や相談を含め、お考えになったのでしょうか。そういったことは、所管課からはお聞き取りできませんでした。

4つ目は、委員会での採決です。地域住民を代表といたします地方議会の議案、政策は、議員の過半数以上の多数意思によって決定されます。さきの予算決算審査委員会で提出された減額修正案に対しての採決結果は、可否同数となり、過半数以上の多数意思によって決定することができず、白鳥金次委員長の判断による採決となりましたが、可否同数の場合は否決するという現状維持の原則があります。

議案を可決するということは、現在の状況を変える、改革、変革する意味です。新しい制度を導入したり、現在の制度を変更するということは、より大きな力、勢力、いわゆる過半数が必要であるとする考え方で、この考え方からすれば、議論の末、可決でも否決でもない状態、現在の状況を変えることができない状態だったはずで。実質的に議案の審査に加わっていない委員長の最終判断による採決で可決としたことは、いささか疑念があります。

先ほど質疑の中でも、一議員として判断をいたしましたとおっしゃいましたが、一議員ではなく、委員長としての判断を求めたいと思います。

最後に、賛成された議員諸兄の中で、3月議会の一般質問でこども海外留学支援補助金に対する議論をされましたか。予算審査の中で、制度に対して十分な質疑をされましたか。私はこ

のこども海外留学支援を所管します委員長でもありますし、部会長でもあります。質疑の中では、そういったことは行われておりませんでした。それと、議会として町長及び所管課との話し合いをしっかりとっておりますか。答えはノーです。前段のアクションもなく、突然の減額修正、議会議員として私自身、取らないし、取れない手法です。

この補助金に対して、町民の方より批判的な声は私も聞いていますが、町民の声をしっかりと行政に届けるのであれば、やれること、やらなければいけないことを実践した上で、最終的な決断としての減額修正を選択すべきであると申し上げ、良識ある議員諸兄のご賛同を切に願ひ、私の反対討論を終わります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は修正であります。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（同数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立6人です。可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長にて修正案に対する可否を採決いたします。

修正案については、議長は否決と採決します。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第23号 令和7年度山ノ内町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議案第24号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第24号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号について討論を行います。

初めに、賛成者の討論を求めます。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 次に、反対者の討論を許します。

10番 渡辺正男議員、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

議案第26号 令和7年度介護保険特別会計予算案に対し、反対の立場から討論いたします。

令和7年度は、介護保険第9期2年目となります。第9期は、第1号被保険者の保険料を所得段階10段階から13段階に細分化し、基準となる第5段階では月額5,400円から5,500円へと1.9%も値上げをしました。

昨年3月議会で、6年度予算には保険給付費の見込みが過大過ぎること、保険料は値上げどころか大幅値下げができることを具体的数字を挙げて指摘し、反対させていただきました。

その6年度は、当初保険給付費17億9,018万円を見込みましたが、今議会の補正で17億4,818万円と4,020万円減額となっています。基金繰入れは当初の6,853万円から5,290万円へと1,563万円減です。

しかし、私はこの数字を信用できません。5年度も昨年3月補正段階で17億4,852万円を見込みましたが、決算では16億5,715万円と9,137万円もの大幅減額となり、基金は2,146万円の積立てとなりました。今回も同じ流れと判断いたします。

本議案である7年度予算について申し上げます。保険給付費は17億4,796万円を見込んでいますが、これも相変わらず過大です。被保険者が4,604人と、5年度の4,748人より144人も減少している中では、5年度16億5,715万円だった実績に比して、明らかに過大見込みと言わざるを得ません。

被保険者数は今後も減少の一途です。町の算定では、被保険者数が減っても介護認定率は上がっていくから、保険給付費はそれほど減らないというのが保険給付費見込みの根拠となっているようです。しかし、ここ数年の動向はそうなってはいません。地域密着型介護サービス事業所の減少も、今後の保険給付費の減少要因となってくる可能性もあります。

第8期でも保険給付費を過大に見込み、多額の実質余剰金を残してきた過去を真摯に分析、反省する立場に立つなら、第9期の介護保険料は値上げどころか思い切った値下げができたはずです。返す返すも残念であります。

これまで一貫して本会計の問題点を指摘し、介護保険料の負担軽減を求め、町議会議員選挙でも公約として掲げさせていただいた立場から、値上げされた保険料を前提として編成された本予算案も容認することはできません。

以上申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立10人で多数です。

したがって、議案第26号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第28号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第29号 令和7年度山ノ内町水道事業会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 24 陳情第1号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情書
 - 25 陳情第2号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情書
 - 26 陳情第3号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書
 - 27 陳情第4号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情書
 - 28 陳情第5号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

議長(湯本晴彦君) 日程第24 陳情第1号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情書から日程第28 陳情第5号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書までの5件を一括上程し、議題とします。

ただいまの5議案につきましては、去る3月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

総務産業常任委員会、塚田委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 塚田一男君登壇)

総務産業常任委員長(塚田一男君) 5番 塚田一男。

それでは、陳情審査について報告させていただきます。

なお、第1号から第4号は陳情者が同一人ですが、この4件の審査方法において、行政側の説明を受けることができなかつたこと、これは山ノ内町議会会議規則に準拠しての対応ではありませんでした。その最大の原因は、委員長であります私の認識不足であり、私自身このことを真摯に受け止め、今後は適切な審査に務めたいと存じます。つきましては、何とぞご理解賜りたくお願い申し上げます。

また、審査は1名の欠席届の下、6名にて委員会を開催しております。
それでは、陳情審査報告書を読ませていただきます。

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

総務産業常任委員長 塚田一男

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 令和7年1月17日
3. 件名
(陳情第1号) 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情書
陳情者 中野市大字壁田955
一般社団法人 長野県建築士事務所協会
中高支部長 蟻川幸治
4. 付託年月日 令和7年2月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
次に、第2号。

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

総務産業常任委員長 塚田一男

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 令和7年1月17日
3. 件名

(陳情第2号) 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情書

陳情者 中野市大字壁田955
一般社団法人 長野県建築士事務所協会
中高支部長 蟻川幸治

4. 付託年月日 令和7年2月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
陳情3号ですが、

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

総務産業常任委員長 塚田一男

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号
2. 受理年月日 令和7年1月17日
3. 件名
(陳情第3号) 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書
陳情者 中野市大字壁田955
一般社団法人 長野県建築士事務所協会
中高支部長 蟻川幸治
4. 付託年月日 令和7年2月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続きまして、

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

総務産業常任委員長 塚田一男

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第4号
2. 受理年月日 令和7年1月17日
3. 件名

(陳情第4号) 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情書

陳情者 中野市大字壁田955
一般社団法人 長野県建築士事務所協会
中高支部長 蟻川幸治

4. 付託年月日 令和7年2月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
第5号です。

令和7年3月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

総務産業常任委員長 塚田一男

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第5号
2. 受理年月日 令和7年2月10日
3. 件名
(陳情第5号) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書
陳情者 東京都足立区大谷田2-3-35-3-1407
パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会
事務局長 佐々木一也
4. 付託年月日 令和7年2月26日
5. 審査結果 不採択すべきものと決定

ここで、審査の経過について、主なことについて触れさせていただきます。

なお、審査では第1号から第4号まで、一般社団法人長野県建築士事務所協会、事務局長並びに陳情者である中高支部長から説明いただきました。

まず、第1号ですが、価格競争による入札方式では、最低制限価格または失格基準を90%以上に設定、また、プロポーザル方式などの採用、この場合は、応募者の負担軽減と公平性確保を求めるものであります。

質疑の中で、県の最低制限価格の設定について、総合価格評価方式の場合、最低制限価格を設けないことになっているとのことであります。また、県内各自治体の現状は、議員各位に配付しました陳情参考資料25ページから32ページに記載がありますので、参考にしてください。

この陳情案件について、意見書もなく、陳情者からは意見書はつけなくていいという趣旨の発言が冒頭ありました。趣旨採択すべきか、または採択すべきか、意見に基づき採択する形になりまして、採択した結果、採択すべきに賛成が3人、結果として賛成多数で採択すべきもの

と決定しました。

次に、第2号ですが、昭和56年6月以前に建てられた木造住宅は、耐震助成制度が確立されていますが、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建てられた木造住宅について、耐震化促進のため助成制度の新設拡充を求めるものです。

なお、県内の実施率は10%との説明でありました。

本件については、意見書をつけないという形でいいという陳情者の意向もありまして、討論はなく、採決した結果、採択すべきものに賛成が3人、採択すべきものと決定しました。

続いて、第3号ですが、国土交通省が定めた業務報酬に準拠、官庁施設の設計業務等積算基準・要領・運用に準じて、業務委託内容の明確化と働き方改革に応じた発注、追加的な業務が発生する場合は、適正な経費の積み上げなど、設計業務委託等技術者単価の改定に伴う新単価の適用と変更協議を求めるものであります。

当陳情についても、陳情者からは意見を付さないということを意向を示されました。質疑及び討論はなく、採決の結果、採択すべきものに賛成が3人、採択すべきものに決定しております。

次に、第4号ですが、設計業者の選定に際し、努力義務とされている賠償責任保険に加入している設計事務所への配慮を求めるものであります。参考までに、令和6年3月31日現在、県内の建築士事務所の総数は1,988、保険加入率は27.7%です。ちなみに全国平均は32.6%です。この内容については、陳情参考資料20ページに記載しております。

質疑及び討論はなく、採決の結果、採択すべきものに賛成が4人で、採択すべきものと決定しました。

続いて陳情第5号ですが、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求めるものであります。

この第5号の審査は、説明者不在の形で審査をした結果、討論なし、全会一致で不採択するものと決定しております。

以上、当委員会に付託されました陳情案件5件について、審査経過を含め、報告とさせていただきます。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、陳情ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号について質疑を行います。

9番 高田議員。

9番（高田佳久君） 9番 高田佳久です。

ただいま委員長よりご報告いただきまして、所管課のほうに依頼したんですが、ご説明がなかったといった説明でございました。委員会を開催している中で、委員から所管される行政、この陳情事項に関しましては、入札の関係ということで総務課が所管という形になろうかと思いますが、委員から呼んでいただきたいという要請・提案というのはございましたでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 5番 塚田議員。

総務産業常任委員長（塚田一男君） 今、高田議員からご質問いただいた関係については、関係課長にも陳情に関してはどうなるかと、陳情は陳情者が説明すべきとの基本の話をいただいた関係があります。

そこで、私、冒頭で発言させていただいたとおり、私の認識も、陳情者があればいいのか、行政側の出席がないのか、会議規則の認識不足がありまして、それ以降は行政側に強く出席を求めなかった結果が背景にあります。

したがって、委員会では、ただいまご質問の各委員からの話はありませんでしたが、そこまでは要望についてはありませんでした。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人で多数です。

したがって、陳情第1号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人で多数です。

したがって、陳情第2号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化

助成制度の創設・拡充についての陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第3号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(湯本晴彦君) 起立11人で多数です。

したがって、陳情第3号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第4号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(湯本晴彦君) 起立11人で多数です。

したがって、陳情第4号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第5号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

陳情第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立者なし)

議長(湯本晴彦君) 起立ゼロ人です。

したがって、陳情第5号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書は、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

29 発委第3号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長(湯本晴彦君) 日程第29 発委第3号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、山本委員長、登壇。

(議会運営委員長 山本光俊君登壇)

議会運営委員長(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

それでは、発委第3号について申し上げます。

山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、「山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を、別紙のように制定するものとする。

令和7年3月19日 提出

山ノ内町議会運営委員長 山本光俊

令和7年3月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の一部改正の理由は、2つあります。

1つは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)施行に伴う番号利用法改正に伴う改正となります。これにより、スマートフォンなどのデジタル端末を利用し、申請受付ができるようになります。

もう一つは、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号、令和7年6月1日施行)が交付され、自由刑のうち懲役及び禁固刑が廃止となり、新たに自由刑として拘禁刑が創設され、自由刑の単一化としてこれを一本化されることに伴い、用語改正による適用に関する経過措置を定めるものです。

説明は以上です。皆様のご賛同をよろしく願います。

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、発委第3号 山ノ内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

30 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

31 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

32 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

33 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

34 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(湯本晴彦君) 日程第30 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第

34 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきまして、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(湯本晴彦君) 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(湯本晴彦君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は2月26日から本日までの22日間の会期でありました。一般質問においては7名の議員が登壇され、小学校統合や不登校対策、まちづくり観光局やインバウンド関連、空き家対策などについて、様々な見地から活発な論戦が交わされました。

また、議案審議におきましては、令和7年度予算をはじめ、補正予算、条例の制定など多くの重要案件についてご審議いただきました。特に、新年度予算の審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提出された審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望します。

19代議会前期としては、定例会もこれで最後となります。振り返りますと、町長が替わり、組織や施策、方針など大きく変化したこの2年間で、議会内でも大いに議論や検討を重ねてきました。

議長として十分な力を発揮できたかどうか、甚だ力不足を感じた2年間でしたが、私なりに全力で取り組んできたと思っております。議会としても全力で論議を交わしてきたと思っております。

至らない部分を補ってくださった副議長をはじめ議員各位、そして議会事務局には心より感謝を申し上げます。また、執行機関側におかれましても、議会の活動や意見に真摯に向き合い、ご理解とご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和7年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月26日から22日間にわたり開催され、2日間の一般質問では、観光のインバウンド関連事業や観光局に関する質問、移住・定住、空き家対策、さらに教育分野においては学校統合や教育の在り方など、多岐にわたる議論が活発に交わされました。また、提出いたしました議案につきましても、慎重な審議の下、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

皆様も報道等でご存じかと思いますが、妙高・斑尾地域では、外国資本による総額2,000億規模の開発が進行しております。国においても、2030年までにインバウンド観光客数6,000万人の達成を目標としており、これらの動きは現実味を帯びております。

こうした状況の中、山ノ内町としてどのように観光と経済を活性化させ、町の発展につなげていくかが重要な課題となっております。

ニセコや白馬では、外国資本の流入により観光業が大きく発展しましたが、一方で土地価格の高騰や地元住民の居住の難化、季節労働者の急増といった課題も生じています。

我々、山ノ内町としては、町の伝統や文化を大切にしながら、持続可能な形での観光経済の発展を目指したいと考えております。そのためには、単なる観光地としての発展ではなく、訪

れる人にも住む人にも魅力のあるまちづくりが求められます。

また、学校統合が進むこととなり、子供たちの教育環境も新たな段階を迎えます。観光の町である山ノ内町だからこそ、子供たちが世界に目を向け、国際的な感覚を身につけることが重要です。英語教育の充実、異文化交流の機会の創出、観光業との連携による実践的な学びなど、地域の特色を生かした教育の充実を図っていく所存です。町の子供たちが地元を誇りに思いながらも、広い世界で活躍できる力を身につけられるよう、環境を整えていくことが求められます。

加えて、山ノ内町が観光の町として発展していくためには、観光業の活性化のみならず、暮らしやすいまちづくりにも知恵と工夫が必要です。住民が安心して暮らせる環境を整えることで、町の魅力をさらに高め、長く愛される地域にしていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き町政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、皆様のますますのご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和7年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間お疲れさまでした。

(閉 会)

(午後 4時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員